

日本社会福祉教育学会

NEWS LETTER NO. 21

Japanese Society of Social Welfare Education

事務局 〒270-0198 千葉県流山市駒木 474 江戸川大学総合福祉専門学校 原田聖子 研究室

TEL 04-7136-1019 E-mail info@jsswe.org <http://jsswe.org/>

2014年4月22日発行

1. 巻頭言

「失われた10年」を前に、社会福祉教育のパラダイムをどこに求めるのか

理事 宮嶋 淳 (中部学院大学)

2014年度が「・・・」のうちに訪れました。皆さんは「 」にどのような言葉を組み込まれるのでしょうか。私はいろいろ思案した結果、・・・のままにしました。

さて、2006年11月に創設された本学会は時機に10年を迎えます。私の研究者生活とほぼ重なります。「失われた10年」などと他者から揶揄されないため、そろそろ学会の10年を総括する作業に入るべきかもしれません。そう思い、研究者としての出発点を振り返ってみることにしました。私の研究生活は恩師：高橋重宏との出会いからでしたので、恩師が探求したパラダイムを再考してみたいという思いに至りました。しかし、そう容易く語り尽くせるものではありませんので、1冊の著書から学びの原点を思い返してみることにしました。

高橋は『ウェルフェアからウェルビーイングへ』川島書店(1994)において、冒頭「(わが国においては)実は、男性も、女性も、子どもも人権はともに尊重されて」おらず、「未だ個人を尊重するデモクラシーの文化は育っていない」と述べられています。同年の「国際家族年」のスローガン「家族の中でのデモクラシー」を引用し、高橋は子ども、母親、父親のウェルビーイング(権利の尊重・自己実現)をどう調和させ実現させるのかを探求するべきだとされています。その視点は、カナダのソーシャルワークの探求と結びつき、高橋はカナダを理解するキーワードとして「人権」「マルチカルチャリズム」「地域主義」を重視されています。そのような高橋から私が託されたキーワードは「コミュニティアニズム」であり、とても早い時期にこの思想と向き合わざるを得ませんでした。いまだにこれらの概念やイズムを十分に咀嚼できておらず、その点からすると私の中で「失われた10年」が堆積しているのかもしれませんが。

上記の著書の中で高橋は、文部省や東京都等の見解を引用し、社会福祉とウェルビーイングの関係を次のように整理されています。(☞ p.2へ続く)

目 次	
1. 巻頭言・・・・・・・・・・・・・・・・宮嶋 淳	1 「現代社会と福祉」宮本雅央、「精神保健福祉に関する制度とサービス」長崎和則、「相談援助の基盤と専門職」保正友子
2. 第4回春季研究集会開催される・・・・・・・・・・2	6. 学会探訪⑩～日本社会教育学会～・・・・川廷宗之
春季研究集会参加者の声・木下大生・蔵本孝治	3
3. 2013年度第4回理事会報告・・・・・・・・・・4	7. 会員の声～私の福祉教育～・・・・・・・・・・17
4. 2013年度第5回理事会報告・・・・・・・・・・4	加藤大輔・家高将明・橋本有理子
5. ルーブリックの試案・・・・・・・・・・6	8. 『日本社会福祉教育学会誌』への投稿募集・・・・19

ウェルビーイング(well-being)という概念は、従来の救済的なウェルフェア(welfare=福祉)から、「より積極的に人権を尊重し、自己実現を保障する」という意味である。子どもにとっては、単に保護の対象ではなく一個の人間として、権利主体として認められることである。

(中略)

その転換は貧困対策、救貧対策としての歴史を有する児童福祉から権利保障、自己実現の保障としての児童福祉への道であり、権利保障のプログラムを拡大し、児童と親の豊かな人生を保障するために新たなウェルビーイング(人権保障、自己実現の支援)という概念に基づいたソーシャルサービス・プログラムの整備・拡充への道でもある。

同著が著されてから20年が経過しています。学的蓄積と概念の精緻化が私たちの中でどれだけ深化したのでしょうか。伝統的な福祉と現在の社会福祉、またソーシャルワークとは何か、を見つめなおし、かつ、教育とは何か、教育実践とは何か、教育について研究するとはどういうことなのか、についても見つめていかなければならないのかもしれない。

今年も私は「社会・福祉・教育・評価」とは何か、どうあるべきか、どう進めるのかを考えていくことになりそうです。「失われた10年」と後進から揶揄される前に。取り組むのは「今、でしょ!」と天の声が聞こえてきそうです。

2. 2013年度 第4回春季研究集会 開催される

テーマ：岐路に立つ社会福祉教育

～ソーシャルワークの定義見直しと社会福祉教育の国際化～

2014年2月23日(日) 大妻女子大学 千代田キャンパス

第4回目となる春季研究集会が、上記の日程・会場で開催されました。

今回は「岐路に立つ社会福祉教育～ソーシャルワークの定義見直しと社会福祉教育の国際化～」というテーマのもと、教育講演とシンポジウムが行われました。

上智大学総合人間学部教育学科教授の田中治彦先生による教育講演では、多文化共生社会の創造と開発教育の意義について、アクション・リサーチを取り入れた教育実践の具体例なども交えてお話していただきました。

午後のシンポジウムは、岡田まり、秋元樹、岡本民夫の各先生方をシンポジストに、教育講演の田中治彦先生をコメンテーターに迎え、志水幸先生のコーディネートののもと、「ソーシャルワークの国際定義の見直しと社会福祉教育の行方」と題して行われ、ソーシャルワークの国際定義の見直しに関する詳しい動向を踏まえながら、わが国の社会福祉教育のあり方を考える貴重な機会となりました。

新たな国際定義では、「社会開発」「社会的団結」「集団に対する責任」「多様性の尊重」等の概念が盛り込まれる方向で検討されているということで、今後の行方が教育の視点からも多いに注目されます。



教育講演・田中治彦先生

シンポジウム・志水幸、田中治彦、岡田まり、秋元樹、岡本民夫の各先生

～春季研究集会プログラム～

- 第Ⅰ部 教育講演「多文化共生社会の創造と開発教育の意義」
講師：田中治彦先生（上智大学総合人間学部 教育学科 教授）
- 第Ⅱ部 実践報告「ソーシャルワークの国際定義の見直しと社会福祉教育の行方」
コーディネーター 志水 幸（本学会理事・北海道医療大学 教授）
コメンテーター 田中治彦（上智大学 教授）
シンポジスト 岡田まり（立命館大学 教授）
秋元 樹（日本社会事業大学特任教授）
岡本民夫（同志社大学名誉教授）

春季研究集会 参加者の声

第4回春季研究集会に参加して

木下大生（聖学院大学）

今回の研究大会のテーマは「岐路に立つ社会福祉教育、～ソーシャルワークの定義見直しと社会福祉教育の国際化～」でした。午前のシンポジウム、午後のセッションともに大変学びが多く、非常に意義のある集会でした。双方に触れたいのですが、紙幅の都合上、午後のセッションのみについて雑感を記します。

よく知られている通り、現在国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）において、これまで我々も慣れ親しみ、何度となく学生に伝えてきたソーシャルワークの定義の改訂作業が進められています。シンポジウムでは、この定義改定の内容が中心的に取り上げられたのですが、シンポジストの先生方から「なぜソーシャルワークの定義改正に日本の研究者・教育者は興味を示さないのか」ということが厳しい態度（少なくとも私にはそう感じられた）で会場に問われました。

では、ソーシャルワークの定義の改訂についてのアクションが少ないのは何故なのでしょう。私なりに考えた結果、少なくとも以下の8点があげられるのではないかと考えました。

- ①改訂が進められていること自体を知らない
- ②改訂は知っているが無関心
- ③関心はあるが現段階で自身の意見がない
- ④関心はあるが、意見がまだまとまっていない
- ⑤関心、意見はあるが、大御所研究/実践者が議論し決定するので傍観
- ⑥関心、意見はあるが、届けるべきところに意見を届ける気がない
- ⑦関心、意見はあり、意見を表明したいが方法がわからない
- ⑧その他（全く別の理由、上記を複合した理由等）

シンポジストの先生方から「意見がでない」というご指摘があるということは、少なくない関係者が上記したどれか、もしくは複数個に該当してくるのでしょうか。恥を忍んで申し上げると、私は現段階では④、あるいは意見がまとまったとしても⑦の壁にぶつかります。

日頃、学生に「福祉制度についてよく勉強し、支援を要している人の特性を理解し、主体性を引き出すような関わりを心がけ、またマイクロ・メゾ・マクロ的視点からその人を見つめ、必要としている社会資源を探し、なければ社会に働きかけ創っていくようなソーシャルワーカーになれるように」といった趣旨のことを伝えていたことを振り返ると①～⑦とは正反対の内容を学生に求めていたと、冷汗三斗の思いになりました。

最新の動向と知識と共に、そのような気づきを与えて下さったシンポジストの先生方に感謝すると共に、自身の姿勢を見直す良い機会となりました。ありがとうございました。

私は現在、在宅介護事業を行う企業で社員研修の仕事をしています。教育機関で教育・研究を行っている者ではありませんが、先日の第4回春季研究集会の感想を述べる機会をいただき、有り難うございます。

午前の講演と午後のシンポジウムを通じて大学をはじめとする教育機関が地域で果たす役割の重要性を再認識することができました。午前の講演で田中治彦氏は、アクションリサーチを活用して学生・児童が主体的に地域の課題を解決する事例を示されました。教育の視点では参加型学習という学びの場であり、同時に、地域の視点では地域の抱える諸問題に対する社会貢献活動となります。近年、注目されているサービスラーニングについても同じことがいえます。

シンポジウムでは、岡本民夫氏がソーシャルワークの学問的蓄積を国民がもっと理解・納得しやすいもの（コモンセンス）にしていくことを提起されました。また、理論・演習・体験・実習・省察を一体的に展開していくことを課題にあげられました。それらを解決するための仕掛けについて“触媒”という表現をされていたのが強く印象に残ったと同時に、アクションリサーチやサービスラーニングは“触媒”としてのポテンシャルを持っていると思いました。

シンポジウムの中でエコマップの話題がでていましたが、自分が高齢者介護の仕事に携わる中で、教育機関を社会資源として意識することがあまりないことに改めて気づきました。

思い返せば私の大学時代（90年代前半）は、地域で自立生活を行う身体障害者の介助の多くを大学生が担っていましたし、その源流は学生セツルメントにあったと思います。

セツルメントの現代バージョンとしてのアクションリサーチやサービスラーニングは、地域の社会資源としての大学の復権と同時に、ソーシャルワークの学問的深化をもたらすのではないかと感じました。

3. 2013年度 第4回理事会(書面理事会)報告

□日 時 2013年12月10日(火)～12月15日(日)(書類送付から返送締切まで)

□方 法 事務局より各理事に入会審査に関する必要書類を送付し、各理事より上記日程期間中に必要事項を記入の上、事務局に返送された。

1.入会審査

下記、入会申込者1名の入会が承認された。

宮脇文恵(日本地域福祉研究所)

4. 2013年度 第5回理事会報告

□日 時 2014年2月23日(土)17:00～21:20

□場 所 大妻女子大学・千代田校舎A棟 3階 357ゼミ教室

□出席者 理事:川廷宗之、杉山克己、志水幸、保正友子、宮嶋淳、横山豊治 監事:福山和女
事務局:原田聖子、福馬健一

□欠席者 理事:川上富雄、小山隆、高橋信行、長崎和則 監事:岡本民夫 (敬称省略)

□議 題

1.『INTRODUCTION TO RUBURICS』の翻訳について

中央法規出版と交渉したところ、既に翻訳権が買われていることが確認された。翻訳本は玉川大学出版部より2014年3月下旬に出版される予定であるとの報告があった。

2.NL(ニューズレター)について

(1)2014年度の発行予定について

2014年度は、年4回(4・7・10・1月)発行することが確認された。

(2)NL第21号～24号の「巻頭言」の執筆分担

巻頭言については、第21号(4月)から第23号(10月)までの3回分を、宮嶋理事、川廷会長、杉山副会長の順で担当し、第24号(1月)は、役員選挙後の新体制の役員によって担当を決めることとした。

(3)NL第21号～24号の「学会探訪」の執筆分担

学会探訪についても役員間での分担を決めた。

(4)ループリック(第9回大会成果物)のNLへの掲載について

第9回大会で作成した分散会ループリックは試作段階のものとして、NL第21号(4月)、NL第22号(7月)に分けて掲載する。各科目の掲載予定NL号は以下の通りとなった。

第21号(4月)「現代社会と福祉」「相談援助の基盤と専門職」「精神保健福祉に関する制度とサービス」

第22号(7月)「社会調査の基礎」「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」「地域福祉の理論と方法」

「介護の基本」は掲載を見送る。

4.学会誌編集規程等について

学会誌に関わる下記の規程・要領の一部を改定することとした。

- (1)学会誌編集規程
- (2)学会誌編集委員会規程
- (3)学会誌『日本社会福祉教育学会誌』投稿規程
- (4)学会誌『日本社会福祉教育学会誌』執筆要領

5.第10回大会について

(1)大会初日(8月23日)の開始時間について

飛行機の関係上、開始時間は早くても12:30と確認された。

(2)会場及び参加費用について

参加者の費用負担に配慮した参加費の設定とする。そのため、大会費用については検討を要する。

(3)第10回大会について

1)大会の内容について

第10回大会では、「求められる社会福祉士像12項目」に立ち戻って第9回大会のループリックを深めるとの方法性が示された。

2)大会の進め方について

①イントロダクション

… ループリックの基本事項について説明し、何を学ばせるかという価値や見方の整理を行う。

②分科会

… 分科会の構成については要検討となった。

6.学会誌のISSN登録について

手続き書類については、事務局で原案を作成したうえで、学会誌担当理事が確認することとなった。

7.理事・監事改選選挙のスケジュールについて

(1)スケジュールについて

スケジュールについては再確認し改めて提示することとなった。

(2)選挙管理委員の候補者(予定)について

選挙管理委員の候補者を検討した。

8.入会審査・退会届確認

(1)入会承認 下記、入会申込者3名の入会が承認された。(入会申込順)

加藤大輔(常磐大学)、橋本有理子(関西福祉科学大学)、家高将明(関西福祉科学大学)

(2)退会報告

下記、退会届者2名の退会が確認された。(退会届出順)

知念奈美子、高橋英樹

9.名誉会員推挙について

今年度で本学会退会の意向である大橋謙策会員について、川廷会長の発議、出席理事全員の一致により名誉会員に推挙することとなった。推挙理由は、「日本社会福祉教育学会 名誉会員推挙規程 1. 名誉会員推挙基準」の「1」、「2」を満たし、「3-e」に該当すると判断した。

10.その他

(1)名誉会員への就任について

第10回大会の総会で太田義弘氏、大橋謙策氏が名誉会員となる見込みを確認する。

(2)2014年度第5回春季研究集会のテーマについて

第5回春季研究集会のテーマの候補として「(社会福祉士養成教育ではない)社会福祉の専門教育」が挙げられた。日本学術会議社会学委員会社会福祉学分野の参照基準検討分科会(9月まで開催)の報告書が出される予定。

(3)役員切り替え時期の検討について

大会(8月)に合せた役員切り替え時期の検討について川廷会長より発議があった。

【日本社会福祉教育学会規約】…第13条(任期) 役員の任期は、総会において選任された翌日から3年後の総会の終了する日までとする。

5. ルーブリックの試案 ~第9回大会・各分散会での取り組みから~

2013年8月31日~9月1日に行われた第9回大会では、参加者全員が7つの分散会に分かれ、社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士の専門科目を1科目ずつ分担してルーブリックを共同で作成するというプログラムを延べ6時間前後にわたって行いました。(第19号にて既報。「ルーブリック」=教育目標を体系化してマトリックス的に表現した資料)

この取り組みの成果を多くの会員と共有すべく、ニューズレターの今号と次号の2回にわたって各分散会からの報告を掲載します。今号では、「現代社会と福祉」「精神保健福祉に関する制度とサービス」「相談援助の基盤と専門職」について取り組んだ3つの分散会からの報告です。

初めての試行的な取り組みということもあり、各分散会によって報告の形式も異なりますが、それぞれのグループでの議論を経てまとめられたルーブリックの「試案」として提示するものです。会員諸氏の教育実践のなかで、ルーブリックの理解・活用に役立て、授業計画の立案等の参考にいただければ幸いです。

第1分散会 「現代社会と福祉」……………報告者：宮本雅央

コーディネーター：志水 幸(北海道医療大学) 横山豊治(新潟医療福祉大学)

参加者(五十音順)：片岡靖子(久留米大学) 鈴木政史(静岡福祉大学)

西川友理(大阪国際福祉専門学校) 原田聖子(江戸川大学総合福祉専門学校)

半田 仁(山野美容芸術短期大学) 宮本雅央(群馬医療福祉大学)

1. 議論の前提

(1)『社会福祉原論』と「現代社会と福祉」

まず、ルーブリック作成対象とする科目を現行のカリキュラムにおける科目名称である「現代社会と福祉」とするか、従前より社会福祉学の概論や根幹の科目である「社会福祉原論」や「社会福祉概論」として設定するかを協議した。社会福祉原論として議論するならば、現行の「現代社会と福祉」に加えて社会福祉学としての基盤や学問としての発展性を見越した教育内容を設定することが必要である。

協議の結果、今回は、社会福祉士養成課程の中の「現代社会と福祉」を前提とすることとした。また、以下のとおり、議論の方向性について確認した。

(2) 議論の方向性

- 1) 社会福祉士養成課程における「現代社会と福祉」を題材とする。
- 2) 社会福祉士養成課程の「ねらい」や「含むべき事項」を前提とし、それに基づくパフォーマンス評価の在り方に言及していく。

議論の中核を社会福祉士養成課程に設定することで、本来目指すべきソーシャルワーク(ソーシャルワーカー養成、社会福祉専門職養成)教育として含むべき事項を排除する可能性もあり、参加者に未達成感が生じることが考えられるという意見も出された。しかしながら、その未達成感にも言及することで、我々(学会)が目指すべき教育像を明確化することにもつながるであろうという認識の下、議論を進めることとした。

(3) 議論の方法

『現代社会と福祉』で教育する内容とは何か」を主題に協議し、当該科目でしか教育できない独自部分を抽出するという意図を共有した。独自部分を抽出することで、ルーブリックの「定義」について言及できること、また、それらを基にクライテリア（評価の観点）とする概念も精査できると想定をした。

独自部分の抽出方法は、IFSWのソーシャルワークの定義（2000）¹、社会保障審議会「社会福祉士制度の見直しについて（見直しの方向）」（2006）における「求められる社会福祉士像」²、「ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準」³（特に、コア・カリキュラムに関する基準）、社会福祉教育学校連盟の「コア・カリキュラム」⁴を参照し、これらの指標と社会福祉士養成課程の厚労省指定規則との関連性を検討した。

2. 結果

(1) IFSW「ソーシャルワークの定義」との関連

定義に表される文章中より、「現代社会と福祉」で取り上げる以下の単語を抽出した。

“人間の福利（ウェルビーイング）”	“人権”	“社会正義”	“社会変革”	“エンパワーメントと解放”
-------------------	------	--------	--------	---------------

特に、“ウェルビーイング”や“人権”、“社会正義”のあるべき姿（理念）と“社会変革”や“エンパワーメントと解放”を促すための「社会に対する認識の在り方（ものの見方）」は、当該科目の独自部分といえるのではないかと、との見解が出された。

(2) 社保審「求められる社会福祉士像」との関連

12項目がそれぞれ具体的実践を示しており、科目の独自部分として合致する項目を抽出することは困難であること、当該科目ではそれぞれの実践をするための基盤としての知識を養う科目という認識であることが議論の中で合意された。

(3) 世界基準（特に4. コア・カリキュラムに関する基準）との関連

「4.2.1 ソーシャルワークに関する領域」から以下の4つの項を抽出した。

No	原文
1	・社会構造の欠陥、差別、抑圧、社会的・政治的経済上の不正義がどのように世界レベルを含むすべてレベルにおいて人間の機能と発達に対して影響を与えているかを批判的に理解できるようになるものでなければならない。
2	・伝統、文化、信念、宗教、慣習が、すべてのレベルで人間の機能と成長にどう影響するのか、これらがどう成長と発達への資源となりあるいは障害となるのかを含め、教授されなければならない。
3	・地方、国、（国際）地域/世界レベルの社会福祉政策（及びその欠陥）、サービス、法律に関する知識と、政策の立案、実行、評価及び釈迦変革の課程におけるソーシャルワークの役割についての知識を得ることができるものでなければならない。
4	・社会の安定、調和、相互の尊敬、集団的連帯がどう世界レベルを含む全てのレベルで人間の機能と発達に影響を及ぼすかについて、その安定、調和、連帯が人権の侵害に関する現状を維持するために用いられない限りにおいて、批判的・批評的に理解できるようになるものでなければならない。

これらの項からそれぞれ、「社会構造の欠陥、差別、抑圧、社会的・政治的経済的不公正（不正義）についての批判的理解」「伝統、文化、信念、宗教、慣習があらゆるレベルにおいて人間の機能と発達に如何に影響を与えるかに関する知識」「社会福祉政策あるいはその欠陥に関する知識、地方の、国の、そしてまたは国際レベルにおける法制度の知識、及び政策立案、実施、評価における、そして社会変革過程におけるソーシャルワークの役割に関する知識」「安定、調和、連帯が人権の侵害に関して現状維持を保つために用いられない限り如何に影響を与えるかについての批判的理解」を当該科目の独自の教育内容として抽出した。

¹ 日本社会福祉士会「国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）のソーシャルワークの定義」
https://www.jacsw.or.jp/01_csw/08_shiryo/teigi.html

² 社会保障審議会 福祉部会資料（2006）<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/11/dl/s1120-12f.pdf>

³ 国際ソーシャルワーク学校連盟（IASSW）国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）社団法人日本社会福祉教育学校連盟「ソーシャルワークの定義 ソーシャルワークの倫理：原理についての表明 ソーシャルワークの教育・養成に関する世界基準」（2009）相川書房

⁴ 社団法人日本社会福祉教育学校連盟「平成22年度 文部科学省先導的の大学改革推進委託事業 福祉系大学における人材養成機能向上に関する調査研究報告書」（2011）

(4) 学校連盟「コア・カリキュラム」との関連

学校連盟の示したコア・カリキュラムのうち、当該科目に合致する領域は主に「I群（社会福祉学）」とし、以下の項目を抽出した。

領域	該当項目
I群-1	1. 社会福祉の理念 2. 社会保障・社会福祉の位置づけ 3. 社会福祉の主要概念 4. 社会福祉における実践主体の体系（特に政策主体という文脈から）
I群-2	1. 社会福祉制度の概念 2. 社会福祉関連法 4. 非公的セクターの意義と仕組み及び機能（主体論として）
I群-3	ほぼ全て

特に、I群-3については、歴史の側面でありほぼ全ての項目が該当するとした。さらに、特に「2. 現代の社会福祉を理解・把握するための視点からの逆照射」は、達成目標とするコンピテンスに設定でき、ルーブリックのレベルを設定する際に参考にできるといふ案も出された。

(5) ルーブリック案

今回試作したルーブリックの「定義」を、以下のように設定した。

「現代社会と福祉」という科目では、現代社会において「ウェルビーイングの増進」を目指す実践の基盤となる「社会正義」が「人権」という概念によって具現化されていると捉える。

特に、「制度的再分配としての社会福祉」として現われる諸制度の関連性やあり方について理解した上で「社会変革」や「エンパワーメントと解放」を実践するための理念を理解し、その実現方法を考察し言語化することを目指す。

このルーブリックでは、これらの一連の学修の成果を評価するものである。

ルーブリック作成に際しては、まず、4段階がどのような習熟の状態であるかそれぞれの段階のモデルを設定した。その後、「～ができる」という表現を用いて、評価の観点に設定した領域に符号する段階を設定した。ルーブリックの前提である教育内容や定義、段階のモデルに関する議論に時間を費やしたため、評価の観点1) のみの案となった。

段階のモデル 評価の観点	4	3	2	1
	現代的課題を抽出し、分析できる	具体例を用いて説明できる	定義や概要を説明できる	大意は理解しているが、説明できない
1) 定義・理念の考察と言語化	「人権」「社会正義」の関連性を踏まえて「ウェルビーイング」の増進について考察できる	「ウェルビーイング」「人権」「社会正義」それぞれについて具体例を用いて説明できる	「ウェルビーイング」「人権」「社会正義」それぞれについて説明できる	「ウェルビーイング」「人権」「社会正義」の大意は理解しているが、説明できない
2) 制度に関する考察と言語化				
3) 歴史の理解と言語化				
4) 社会構造の理解と応用				

3. 残された議論

一連の分散会を通して、十分に議論ができなかった印象のある事柄が以下の通り挙げられた。

- 1) 「並列に述べること」と「関連性について述べること」は同じレベルではないこと。
- 2) 到達目標における「考察の質」についての評価方法。
- 3) クライテリア同士の関係性が不明瞭であること。
- 4) 政策論科目では、効率性・公平性を踏まえて論じる必要があるものの、今回はルーブリックに反映し切れなかったこと。
- 5) ルーブリックを作成する前提としてのカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーが必要であること。
特に、5) については、AAC&U のルーブリック作成の手順と今回の作業工程が異なり、実質的議論であったか疑問が残る、という意見も出された。

第4分散会 「精神保健福祉に関する制度とサービス」・・・報告者：長崎和則

1. ルーブリック作成の概要

- 1) 日時：2013年8月31日(土)・9月1日(日)

場所：2013年度日本社会福祉教育学会第9回大会にて、丸紅多摩センター研修所

作成者：岡本民夫(同志社大学名誉教授)、藏野ともみ(大妻女子大学)、福山和女(ルーテル学院大学)、三橋真人(帝京平成大学)、長崎和則(川崎医療福祉大学/コーディネーター)

2. 本科目のルーブリック作成の過程

- 1) 「精神保健福祉に関する制度とサービス」科目の特徴の整理

この科目は、精神保健福祉士が行う相談援助活動に必要な不可欠な知識に関する科目である。精神保健福祉に関する制度とサービスに加え、精神保健福祉士としてこれらを活用する際に必要となる価値・倫理も含まれる。重要なことは、精神障害者の地域生活支援することであり、制度とサービスはそれらを実現するための方法・道具ということである。このため、精神障害者の生活を送る上でのニーズが充足されないときには、社会資源の調整や開発も求められる。また、ニーズを把握する為には、社会調査が必要となる。制度としては、現在精神保健福祉に関する制度である、「精神保健福祉法」「障害者基本法」「障害者総合支援法」「医療観察法」その他社会保障に関する法律などが内容に含まれる。

- 2) 今回のルーブリック作成に関するポイントの提示

A. 基本的な考え

- ① 基本的には、制度とサービスの内容について理解することが目的となる。
- ② 理解するということが重要であり、聞いたことがある、知っている、説明できる、必要なときに活用できる、などのレベルがある。
- ③ 精神保健福祉相談援助を行う際に、利用者のニーズを把握し、そのニーズ充足に必要な制度とサービスの利用が考えられることも必要なことになる。
※これについては、先の「精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」の中で書かれていた「知識及び技術」の両方を含むと考えられる。
- ④ また、ニーズ充足のために現存の制度やサービスが活用できない場合には、ニーズ充足という視点(ソーシャルワークの視点)から社会資源の調整・開発も考える必要がある。
- ⑤ ニーズ把握のために必要な社会調査について理解することも目的となる。
- ⑥ 社会調査については、社会調査の目的、方法等について理解しておくことはもちろん、実際に調査を実施するための手順についても理解することが求められる。
- ⑦ なお、社会調査については、別途「社会調査の基礎」という科目が設定されているので、今回は対応しない。

B. ルーブリック作成の方向性の確認

- (1) 何を学習するのかを示す評価規準

- ①厚生労働省のカリキュラムを明示（配付資料参照）
- ②ルーブリックにおける、何を学習するのかについては、「カリキュラム」にその内容が示されている。
- ③実際の授業において、どのレベルの評価項目を設定するのかについては、検討が必要である。
- ④以下に示す「表1」では、①～の評価項目である。

(2)学習到達しているレベルを示す具体的な評価基準

- ①「1. 基本的な考え」に示したことを基本に考える。
- ②単に知識にとどまらず、技術をどの程度ルーブリックに取り入れるのか。
- ③知識を使って、実際に相談にのることができることが大きな目標になる。
- ④相談にのるためには、何ができないといけないのかを明確にする必要がある。
 - ◇制度、サービスのことを理解している
 - ◇他のサービスとの違いを理解している
 - ◇その人に合ったサービスであるかが分かる
 - ◇サービスについて分かりやすく説明できる
 - ◇サービスの説明をしたときの質問に答えることができる など

3)「精神保健福祉に関する制度とサービス」という科目に関する基本事項を参加者から提示してもらう（意見交換と整理）

(ソーシャルワークの視点)

- ◇制度とサービスを教えるにあたって、専門的な判断が必要であり、ソーシャルワーカー（SWr）としての視点をきちんと入れておく必要がある。
- ◇SWrとしての専門性をどのように取り入れるのが重要。SWrとしての価値などを反映した上での制度・サービス利用になる必要がある。
- ◇制度を説明する時に、価値に関するところをどう盛り込むのかがポイント。例えば、人権擁護という視点。尊厳のある当たり前の生活を送れるように支援すること。
そのために制度・サービスがある。目的が達成できないとそのサービスは存在意義がなくなってしまう。
- ◇制度・サービスとソーシャルアクションを関連づけて説明する。
- ◇制度・サービスの開発も視野に入れる。
- ◇最終的な目的は、精神障害者の生活。これを尊重した実践。
- ◇単に制度・サービスを教えてもいけない。コンシューマーボイスを反映させる支援。
- ◇わかる言葉で伝えて、制度利用をしてもらうことを考えないといけない。

(精神保健福祉の歴史)

- ◇精神障害者の処遇に歴史を必ず触れる。今ここまで変わってきている。座敷牢の写真、鉄格子の写真。
人権が奪われていた時代、今の人権を大事にしないといけないという流れ。
- ◇疾病観の変遷と共に変わってきている。疾病観と関連して制度・サービスの位置づけがある。

(精神保健福祉の現状)

- ◇病気のことを知らせないままのサービス利用から、病気のことを知らせ、その上でサービスの利用を考えるという変化。
- ◇障害特性を疾病理解とともに説明する。障害特性によって、サービス利用状況に変化がでる。

(今後を視野に入れること)

- ◇今後の精神保健福祉政策がどう変わるのか。
- ◇精神保健には、もっと前進的な考えをいれる。ヘルスプロモーションなど。

(ルーブリックを作成する際の基本ライン)

- ◇制度を理解していることは最低限。レベルBにもならない。

4) ルーブリック作成の実際

A.「就労支援に関する制度とサービス」にテーマを絞って作成した

- ①上記の基本事項を踏まえ、キーワードをセレクト
- ◇SWにおけるサービスの意味
- ◇病状と社会参加について

◇就労に関する相談支援

◇就労に関する具体的サービス

◇法律上、サービスがどのように規定されているのか

②項目を並べ、項目に関する説明と A. B. C. の3段階での評価基準を作成

③就労支援に関する制度とサービスに関して、「制度・サービスに関する科目であるが、SWrとしてどう活用するのか」ということの意味。単に制度・サービスを理解していることや、説明できるということではない。精神障害者が就労に関してどのようなニーズを持っているのか、それを実現するためにソーシャルワーカーとしてどのように実現するのかということをも理解し、説明できることが大きな目的である」とした。

B. 作成されたルーブリック (その1)

精神障害者に対する就労支援に関するルーブリック(具体的に作成した)

	項目に関する説明	A	B	C
SWrにおけるサービスの意味	SWrが精神障害者のニーズを理解して、そのニーズを充足するために制度・サービスをどのように利用するのかという点。フォーマルなものだけでなく、インフォーマルなものも含めて考える。	ニーズに合ったサービスを利用するときには限界があり、それ以外の方法(オタナティブ)も含めて考えることができる。ニーズ充足に必要なことを考えることができる。	SWrの理念・役割の中でサービスを利用することの意味を分かっており、説明することができる。	知っているが、説明できない。説明しても、中途半端であり、不十分である。あるいは、必要な説明が抜けてしまう。
病状と社会参加について	制度・サービスを利用するときに影響する精神疾患のことを踏まえて、どのように影響しているのかということに関する理解。病状と周囲の人がどのように感じているのかに対するイメージを学生が持っている。	病状による制限をふまえ、乗り越えるための方法を考えることができる。環境調整やソーシャルアクションも視野に入れることができる。	病状があることによる就労に制限があり、なかなか就労したいというニーズが充足できない状況について理解している。また、そのため社会参加が実現していない状況について理解しており、説明することが出来る。	知っているが、説明できない。説明しても、中途半端であり、不十分である。あるいは、必要な説明が抜けてしまう。
就労に関する相談支援	具体的なサービスを提供、紹介するための相談支援に関する理解。	相談内容に関する理解をふまえ、実際にシミュレーションができる。	就労に関する相談支援をどこで行っているのか、具体的な相談内容について説明できる。	知っているが、説明できない。説明しても、中途半端であり、不十分である。あるいは、必要な説明が抜けてしまう。
就労に関する具体的サービス	実際に就労するために利用できるサービスに関する理解。実際に、利用するときの理解。	サービスの違いを理解したうえで、相手の障害等を踏まえて相手にふさわしいサービスを選ぶことができる。	就労移行支援と就労継続支援、その他のサービスの違いを理解して、その違いを説明できる。	知っているが、説明できない。説明しても、中途半端であり、不十分である。あるいは、必要な説明が抜けてしまう。
法律上、サービスがどのように規定されているか	法律の条文上、どこに規定されているのかに対する理解。	法律の限界を考え、どのような場合にどのような意見が言える。署名活動やロビー活動、アドボケートについて考えることができる。	法律について理解しており、どのように規定されているのかを説明することができる。	知っているが、説明できない。説明しても、中途半端であり、不十分である。あるいは、必要な説明が抜けてしまう。

C. その後、制度を理解していることは最低限度のレベルであると考え、「D 理解」として位置づけた。そして、理想として考えた「A 理論化」を設定し、ルーブリック（その1）を作り治した。結果、「A 理論化」、「B 応用」、「C 分析」、「D 理解」という内容とレベルを取り入れた4段階の評価基準を作成した。また、それぞれの項目に対する具体的目標を検討し、修正を図った。

作成されたルーブリック（その2）

項目に関する説明	A 理論化	B 応用	C 分析	D 理解
精神障害者に対する就労支援に関するルーブリック(具体的に作成した)				
SWIにおけるサービスの意味	ニーズに合ったサービスを利用するときには限界があり、それ以外の方法(オルタナティブ)も含めて考えることが出来る。ニーズ充足に必要なこと(プログラミングも含む)を考へることが出来る。	精神障害者のニーズを踏まえ、どのサービスが必要なのかを考へることが出来る。また、その理由を言える。	SWIの理念・役割の中でサービスを利用するところの意味を分かっており、諸サービスの特徴を説明出来る。	SWIにおけるサービスの意味を理解している。理解しているが、説明できない。
病状と社会参加との関係	病状による制限をこまめ、乗り越えるための方法を考へることが出来る。環境調整やソーシャルワークも視野に入ることが出来る。	医療サービスの利用をしながら、社会参加に取り組んでいる状況を説明できる。また、SWIとしてそのことが本人の生活にプラスになっていることを説明できる。	病状があることにより、就労に制限があり、なかなか就労したいというニーズが充足できない状況について理解している。また、そのために社会参加が出来ていない状況について理解し、具体的な状況分析が出来る。	病状と社会参加との関係の意味を理解している。理解しているが、説明できない。
就労に関する相談支援	相談内容に関する理解をこまめ、実際にシミュレートした結果の考へることが出来る。	就労支援に関する相談支援を行う際に、サービス利用だけでなく、企業等との協働について理解し、説明することが出来る。	就労に関する相談支援をどこで行っているのか、具体的に相談内容について説明できる。	就労に関する相談支援の意味を理解している。理解しているが、説明できない。
就労に関する具体的なサービス	サービスの違いを理解したうえで、障害等を踏まえた就労支援のためプログラムや取り組みの創設など、開拓について考へることが出来る。	サービスの違いを理解したうえで、相手の障害等を踏まえて相手にふさわしいサービスを選ぶことが出来る。	就労移行支援と就労継続支援、その他のサービスの違いを理解して、その違いを説明できる。	就労に関する具体的なサービスの意味を理解している。理解しているが、説明できない。
法律上、サービスがどのように規定されているか	法律の限界を考へ、どうなればよいかについて意見が言える。署名活動やロビー活動、アドボカシーについて考へることが出来る。	法律での規定や基準等を理解し、就労支援を行う際に活用できる事項について理解し、活用することが考へられる。	法律について理解しており、どのように規定されているのかを説明することが出来る。	法律上、サービスがどのように規定されているのかを理解している。理解しているが、説明できない。
就労支援に関する支援の歴史と変化	就労支援に関して、これまでどのような支援が行われてきたのか。どのような流れで現在の状況になってきたのか。	歴史からのプロセスに基づき、今後の就労支援について自分の考へを伝えることが出来る。新たな就労のありかたについて考へることが出来る。	就労支援に関する支援の歴史と変化について説明できる。	就労支援に関する支援の歴史と変化について理解している。理解しているが、説明できない。
コンピテンシの定義・制度・サービスに関する科目であるが、SWIとして活用するのかがという点に理解し、単に制度・サービスを理解していることや、説明できるという点では、説明できることが大きな目的である。				

3. 本科目ルーブリックの考え方と残された課題

本科目のルーブリックは、先の説明にあるように、単なる知識ではなく、ソーシャルワーク実践を視野に入れることを意識した。

このことを踏まえ、「D 理解」、「C 分析」、「B 応用」、「A 理論化」の順番で説明する。「D 理解」は、基本的な知識の理解に焦点をあてている。さまざまな法律に規定されているサービスの内容や意味を理解して

いるかどうか判断基準である。次に、「C 分析」は、具体的なサービスそのものだけでなく、サービスを提供するソーシャルワークの意味や、精神障害を持つ当事者のニーズ、それを充足するための方法であることを、理解しているだけでなく、説明できるということを基準とした。

そして、「B 応用」は、それぞれのサービスを理解し説明できるだけでなく、サービス利用が当事者の QOL の向上や自己実現、社会的な参加や生きがいの関係で理解できるようなソーシャルワークを考えることができるという視点での評価を意図している。

さらに、「A 理論化」は、現在用意されている制度やサービスには限界があり、当事者のニーズを充足するために派、ソーシャルアクションを行ったり、サービスの創設を行ったりすることも理解できていることが評価基準となる。

今回のルーブリック作成は精神障害者の就労支援というかなり限定的なテーマに対することに焦点をあてた。このため、これ以外の内容や科目、演習や実習などについても視野に入れたルーブリックの作成を行い、実際に活用しながら、更なる改訂やバージョンアップを行う必要がある。

第5分散会 「相談援助の基盤と専門職」・・・・・・・・・・・・・・・・・報告者：保正友子

4. ルーブリック作成の概要

- ① 日時：2013年8月31日(土)・9月1日(日)
場所：2013年度日本社会福祉教育学会第9回大会にて、丸紅多摩センター研修所
作成者：小山隆(同志社大学)・丹野真紀子(大妻女子大学)・小関久恵(東北公益文科大学)・中村裕子(札幌佐藤病院)・保正友子(立正大学)
- ② 日時：2013年9月21日(土)
場所：日本社会福祉学会第61回秋季大会にて、札幌市内のファミリーレストラン
作成者：小山隆(同志社大学)・中村裕子(札幌佐藤病院)・保正友子(立正大学)

5. 本科目のルーブリック作成の過程

- ① 各人が「相談援助の基盤と専門職」で教えている項目を洗い出し、それをキーワードとしてまとめた。
- ② それらのキーワードを包括する項目を設定し、項目の並び順を定めた。
同時に、それらの項目により構成される「相談援助の基盤と専門職」での最終的なアウトカムを検討し、「ソーシャルワーカーとしての自己の生成とジェネラリストソーシャルワークを展開できる力」とした。
- ③ ルーブリック評価で用いられることの多い、ブルームのタキソノミー「1. 記憶する」「2. 理解する」「3. 適用する」「4. 分析する」「5. 評価する」「6. 創造する」を参考に、4段階の評価基準を作成した。
- ④ ②で設定した各項目について4段階の評価基準を作成した。
同時に、そのなかで出された具体的目標を設定した。

6. 本科目ルーブリックの考え方と残された課題

本科目のルーブリックはアウトカム像をイメージしている。そのため、「相談援助の基盤と専門職」の科目内だけで完結するのではなく、他のソーシャルワーク科目、演習・実習を終え、現場実践者として働くまでのスパンで考えたものである。

「相談援助の基盤と専門職」の範囲では基準1と基準2レベルが相当し、その先のソーシャルワーク系科目においては基準3と基準4が相当すると考えられる。なお、基準3と基準4で使われている「実践」とは、事例検討、実習、現場実践を指している。

本ルーブリックのアウトカムを、広くソーシャルワーク系科目全体として捉えるならば、各科目間での調整が必要となってくる。

相談援助の基盤と専門職

I. 最終的に求められるアウトカム

「ソーシャルワーカーとしての自己の生成とジェネラリストソーシャルワークを展開できる力」

II. 具体的目標

- ・多様性を尊重し、人権・社会正義を実践において推進することができる
- ・実践課題の解決を政策レベルとの関連で捉えることができる
- ・実践においてクリティカルシンキングを用いることができる
- ・実践と研究を相互関連の中で捉えることができる

基準		Capstone4 応用・創造	Milestone3 分析・評価	Milestone2 記憶・理解・説明・適用	Benchmark1 知っている
項目	キーワード				
ソーシャルワークの定義と歴史	ソーシャルワークの歴史、定義、社会福祉とソーシャルワーク、社会保障とソーシャルワーク	歴史的知見を実践に応用できる ソーシャルワークの定義から実践を創造できる	歴史的知見から実践を分析・評価できる ソーシャルワークの定義を踏まえ、実践を分析・評価できる	ソーシャルワークの歴史的文脈と定義について説明できる	ソーシャルワークの歴史と定義に関して知り、さらに理解を深めようとしている
ソーシャルワーカーの役割と専門性	ソーシャルワーカーの役割、社会福祉士、精神保健福祉士、ソーシャルワークの領域、専門職の固有性・共通性	他職種などの関係者と協働することができる 、その中で専門性を発揮することができる	他職種などの関係者との連携を踏まえた実践を考察できる	ソーシャルワーカーの役割を説明でき、他職種との違いについて相対的に捉えることができる	ソーシャルワーカーの役割と専門職、領域について知り、さらに理解を深めようとしている
ソーシャルワークの価値と倫理	援助関係、価値・倫理、ソーシャルワーカーの倫理綱領・行動規範	ソーシャルワークの価値と倫理を基に実践を展開できる	ソーシャルワークの価値と倫理と基に実践を考察できる	ソーシャルワークの価値と倫理について説明できる	ソーシャルワークの価値と倫理について知り、さらに理解を深めようとしている
ソーシャルワークの原則と視座	マイクロ・メゾ・マクロへのアプローチ、当事者理解、ソーシャルワークの原則、自立支援(福祉の自立)、個人と環境への着目	ソーシャルワークの原則と視座を基に実践を展開できる	ソーシャルワークの原則と視座を踏まえ、実践を考察できる	ソーシャルワークの原則と視座について説明できる	ソーシャルワークの原則と視座について知り、さらに理解を深めようとしている
ソーシャルワークの方法とプロセス	ソーシャルワークのプロセス、面接技術、ソーシャルアクション、多様な方法	ソーシャルワークの方法とプロセスを実践し、ジェネラリストソーシャルワーカーとしての実践を創造できる	ソーシャルワークの方法とプロセスを踏まえ、実践を分析・評価できる	ソーシャルワークの方法とプロセスについて説明できる	ソーシャルワークの方法とプロセスについて知り、さらに理解を深めようとしている
ソーシャルワーカーとしての自己の保持と向上	バーンアウト、研修・スーパービジョン、ネットワークづくり、実践研究	ソーシャルワーカーとしての自己保持と向上を常に意識した実践を行うことで、ジェネラリストソーシャルワークを体現できる	ソーシャルワーカーとしての自己を客観的に分析・評価できる	ソーシャルワーカーとしての自己の保持と向上の必要性について説明できる	ソーシャルワーカーとしての自己の保持と向上について意義を知り、さらに理解を深めようとしている

6. 学会探訪⑩：日本社会教育学会

川延 宗之（大妻女子大学）

< 成立期の社会福祉と社会教育 >

社会福祉の基本問題は「貧困」との戦いであるといつてよかろう。その貧困との戦いで重要な役割を果たしたのが、セツルメントの実践であったことは言うまでもない。そしてそのセツルメントの実践の基本的実践の一つが当該地域住民の「教育活動（学習運動）」であったことは良く知られていることである。ここで行われていた、学校制度に寄らないこのいわば不定形な「教育活動（学習運動）」を中心的な研究テーマとする学会が、今回探訪する「日本社会教育学会」である。

このセツルメント運動の拠点となったのが、ハルハウスやトインビーホールなどのセツルメントセンターであった。このセツルメントセンターも一つの参考として 1949 年に設立されたのが「公民館」であり、従ってそこでの専門職として想定されていた「公民館主事」は広い意味では一種のソーシャルワーカーであったともいえる。この「公民館」という枠組みを考えたのは、のちに文部省の社会教育局長となる寺中作雄という人である。彼が、関東大震災後に上野にあった東大セツルメントに関して知っていた戦後の福祉行政に関して指導的役割を果たした厚生官僚と、東大で机を並べていた点は注目しておくべきであろう。当時の状況下では、ある部分での社会福祉と社会教育は未分化に統合している部分もあったという事である。従って、当初の社会教育研究の課題は、この公民館を中心とした国民の自己教育運動でもあり、当然その学習課題は生活改善の内容に関する幅広いものであった。

< 戦後の日本の社会教育のスタート・・・官民協力化でのグループワークからの出発 >

1945 年の終戦以降の時代では、新生日本の教育問題は単に学校のみならず（民衆）国民教育の課題でもあった。その背景には 1919 年（大正 8 年）から着手されていた「通俗教育」と呼ばれていた民衆教育の歴史的背景があった。この動きは、1925 年からの道府県（当時「都」はなかった）への「社会教育主事」の配置と、名称も「社会教育」と改められ（1921 年）、国民の思想善導、国民教化を展開していった。この民衆を戦争の総動員していった教育を、民主主義教育に早急に切り替える必要があったのである。

このような背景があったため、戦後日本の社会教育では専門職としての「社会教育主事」については、存続はしたものの明確な法的位置づけができるのは、1951 年の社会教育法改正を待つこととなった。つまり戦後日本の社会教育は国民の自主的な学習・文化活動の保障を主眼とし、その拠点としての「公民館」とその中心的担い手である「公民館主事」や「公民館運営審議会」が中心であった。そしてその学習の対象は、地域コミュニティの生活課題そのものが学習課題なのであるから、教育・文化・産業・労働・福祉など多様な領域に広がっていた。

このような戦後日本の社会教育へ大きな影響を与えたのが 1948 年から 1952 年まで 9 期にわたって行われた I F E L（Institute For Educational Leadership = 教育長等指導者講習会）および Y L T C（Youth Leadership Training Course = 青少年指導者講習会）であった。この講習会の受講者は約一万人に達したとされ、社会教育関係者のみならず学校教育関係者にも多大な影響を与えた。そして、特に Y L T C の中心的内容は、「グループワーク」に関する学習であった。つまり、現代日本でのソーシャルワークの重要な手法として普及している「グループワーク」は、この Y L T C の講習会に端を発するのである。

そして、この講習会の参加者を中心とした呼びかけによって 1954 年に日本社会教育学会が発足する。従って、当初のメンバーには当時の文部省社会教育局の中心的職員も多数名を連ねているし、YMCA などの青少年団体幹部などや都道府県の社会教育主事なども含んでいて、現在の様に大学における研究者がほとんどを占めるといふ事ではなかったようである。

なお、この学会の発足には、1950 年に発足した「日本教育社会学会」の影響も見てとれる点にも注目しておく必要があるだろう。当時の教育社会学会の中心メンバーの多くが、日本社会教育学会にも参加し、その中心メンバーになっていく。

< 社会福祉主事養成中心の広がり >

日本社会教育学会発足のもう一つのきっかけは、先に触れた戦後の「社会教育主事」養成課程の設置問題でもあった。この養成課程は、戦後の教員養成制度が開放性の養成システム（指定の単位を取ればだれでも資格を取れる）をとったように開放制の課程ではあったが、それでも開講科目を置くには、主に国立大学では様々な体制整備が必要であり、その体制整備と並行して学会が発展していったようである。この過程は最

近の社会福祉教育課程の増加現象と少し似ている。但し、社会教育に関しては1950～70年代の話ではある。この動きは、学会内で協議のうえ1987年には社会教育職員養成問題研究会としての研究を開始後、1991年に社会教育職員養成問題検討委員会が報告書を取りまとめ、1993年に「全国社会教育職員養成研究連絡協議会（社養協）」を別組織として発足させている。

<研究活動の広がり>

日本社会教育学会は、学会発足当初の1955年から学会年報として「日本の社会教育」を出版しており、毎号特集を決めて刊行し2012年には56集が刊行されている。当初の特集テーマは、1955年（第1集）は『第1回日本社会教育学会報告』であるが、1956年『社会教育と階層』、1958年『小集団学習』、1959年『社会教育行政の理論』、1960年『社会教育と教育権』、1961年『農村の変貌と青年の学習』、1962年『日本の読書運動』、1964年『自治体と住民の学習計画』などの研究が報告されている。その後の主な特集は『婦人の学習』『都市化と社会教育』『コミュニティと社会教育』『生活構造の変容と社会教育』『現代家族と社会教育』『現代的人権と社会教育』『国際識字年10年と日本の識字問題』『多文化・民族共生社会と生涯学習』『ボランティア・ネットワーク——生涯学習と市民社会』『高齢化社会における社会教育の課題』『ジェンダーと社会教育』『社会的排除と社会教育』などなど、「社会教育」とか「生涯学習」という言葉を「社会福祉」と言い換えても不自然に見えないような特集が組まれている。なお、筆者も1977年『地域の子どもと学校外教育』に小論を掲載している。この日本の社会教育の特集はほぼ発行の3年くらい前から学会内に設けられる宿題研究グループが行った研究成果を中心に編集されるので、この宿題研究に参加した人の論文を中心に執筆している。その為もあるのだろうか、市販されている年報とは別に、学会の研究誌として年報とは別に1964年から「日本社会教育学会紀要」も出されていて、こちらは投稿論文中心で編集されている。近年ではこの紀要に学会の大会（秋）や地方集会（春・毎年全国の4～5か所）の主要シンポジウムの内容の紹介なども載るようになり、また関連書評や毎年の研究レビューも載っていて、わかりやすい。

<今後の課題>

筆者も最近ほとんど学会にも顔を出さない非アクティブ会員ではあるから、そういう人が当該学会の外から課題を指摘するのも変なものだが、福祉系学会の動向も念頭に置きつつ、近年の「社会教育」や「日本社会教育学会」の課題を少し述べておきたい。

その一つは、学校外の成人の学習課題は多岐にわたるし、学習場所も学習内容も極めて多岐にわたるのに、特に生涯学習のもっとも主要な部分と目させる職業教育に関して非常に手薄であるという事である。特に研究しづらいとはいえ、各企業で行われてきた社内教育の研究がほとんど行われてきていない。その結果、失われた〇十年のリストラの中で社内教育が大幅に削られたことによりどういう問題が起きているのかの研究ができていない。最近企業は、大学などの高等教育機関に対し、社会人基礎力などを示し様々な要求を出してきているが、1980年代頃は、教育は企業内で行うから大学では遊んできて良い（筆者がインタビューした社内教育の専門家の言葉）と公言していた位、社内教育の体制は整っていたし内容もそれなりに充実していたようである。とすれば所謂「人材の劣化」現象はあたかも学校教育（特に大学教育）の責任のように言う向きも大きいですが、その責は企業にもあるのではないかと。しかし、残念ながらこの辺りの研究、ひいては職業教育の研究がほとんど行われてきていない。福祉サイドからいえば、安定した職業につけるか、転職できるかどうかの分かれ目ともなりかねない、職業教育に関しては社会教育分野でももう少ししっかり取り上げてほしいものだと考える。

第2の点は、社会教育は「公民館」や「行政（教育委員会・社会教育主事）の行う社会教育」だけではなく、「図書館活動」や「博物館活動」を含む概念である。にも拘わらず、社会教育学会の研究では、これらの図書館や博物館における学習活動に関する研究や、これらを統合している研究が少ない。図書館や博物館には、官製になりがちな上からの「社会教育」とは一線を画す傾向もあり、それぞれ独自に学会や研究組織を持ったりしている。独自の研究組織があることは大切だが、だからと言ってそれぞれの研究組織がそれぞれに自分の担当領域を深掘するだけで、現代の生活の迫る学習の総体への貢献は出来にくいであろう。従ってそれらの研究組織とも連携した、市民の総合的な学習文化活動という側面からの研究も大切なのではなからうか。

第3の点は、人間の生涯に今後特に大きな影響を持つであろう「文化」活動に関する研究が少ないことである。この「文化活動」はなかなか定義しづらいが、最近の傾向でいえば情報や知識の学習は極めて進んでいるが、その情報や知識をどう組み立てて生活の役立てていくかとなると、そこにはある種の創造的センス

が必要であろう。その創造的センスはどこで養われるのかと言えば、それは多くの場合、芸術的活動やスポーツ活動（これを教育学者ダーベは知識の「認知的領域」、情緒や取り組み方の「情意的領域」、に対し「精神運動的領域」と言っている。）であろうと考える。これを此処では「文化活動」としておく。最近の仕事では、デザイナーの様に仕事自体が一種の芸術的創造領域であったり、一種のソフト開発者がある種の遊びで開発していたものを職業化してしまうなど、単なる知識習得的学習では社会的に生き抜けなくなっている。また、産業－労働構造の変化が今後どう進むにせよ、人間にとっての余暇の重要性が減少することはないであろう。とすれば、そこでの精神運動的「遊び」をどう展開するかは、その人の「生活の質」を大きく左右する。余暇としてのパチンコ三昧を直接否定するつもりはないが、俳句や短歌を楽しんだり、テニスなどのスポーツを楽しんだりする余暇とでは、やはり生活の質が違うであろうし、何よりもそちらの方が生活の本流である仕事の再生産につながりやすいという事もあるだろう。これらの文化活動に、国民がどう参加し創造的な生活を行っていくかに関する研究が少ないことが気になる。特に最近、社会教育学会の研究対象も、会員が教育学者色が強くなりすぎて、学校での学習内容と同様の内容しか取り上げられなくなっているような気がする。

もしかしたら、日本社会教育学会が取り組もうとしているテーマとしてははずれている指摘かもしれないが、人間社会の未来像を考える時、ぜひ取り組んでほしいと考えるのは筆者だけではないだろう。

※. 本文の執筆に当たって、以下の資料を参考にした。

いずれも日本社会教育学会編、東洋館出版社刊『日本社会教育学会 60 周年記念資料集』『講座 現代社会教育の理論 I・II・III』 その他の同学会編の刊行物など

7. 会員の声 ～私の福祉教育～

社会福祉実習準備室での取り組みについて

加藤 大輔（常磐大学）

修士課程在学中に医療機関のソーシャルワーカーに就職し、8年間の現場経験を経て、現在は常磐大学社会福祉実習準備室の教務助手として勤務しています。主な業務として、先生方の授業や社会福祉実習、社会福祉士国家試験対策勉強会の実施補助、学生の社会福祉士国家試験のための学習支援、就職活動支援などに携わっています。

社会福祉士の国家試験は試験科目が 19 科目あり、数多くの科目をバランスよく計画的に効率よく学習することが求められます。しかし、本学で社会福祉士の養成課程を履修している学生の多くは推薦入試や AO 入試を利用して入学しています。そのため、長期的な受験勉強に対して学習計画の立て方や学習方法に不安を持つ学生に相談を受けることも少なくありません。そこで、先生方の指導方針に沿って学生の不安が解消されるように、個々の学習状況の把握や勉強会に対する希望の聴取や報告、勉強会の実施方法や内容についての提案など、先生方と学生の橋渡し、大学での学習環境の整備といった側面的な支援をしています。

また、就職活動については専門にかかわっているキャリア支援センターで全学の学生に対する助言や指導を行っていますが、特別な配慮が必要な学生や、福祉・医療分野での就職を希望する学生の相談については、医療福祉の実践現場で働いていた経験から、個々の特性に配慮したかかわりや、志望する領域や職種、機関の実情に沿った就職活動が展開できるような支援に努めています。

私自身も、学部在学中から進学、就職に至るまで、社会福祉実習に関連する相談に留まらず、国家試験の受験勉強や採用試験のための履歴書の校正、面接対策など色々なことを教務助手の方に相談し、その都度親身になって相談に乗っていただき、懇切丁寧に助言や指導をしていただきました。

今度は自分が教務助手の立場で学生とかかわり、責任の重さと果たすべき役割、その可能性についてあらためて考える機会を得ました。そして、社会福祉士の合格率や就職率のみにとらわれず広い視野を持って社会福祉教育についての知見を深めることで、より有意義な貢献が出来る実感しました。

学会研究から学ばせていただくことや学生時代にご指導いただいたこと、医療福祉実践での経験などを、学生とのかかわりや支援、先生方の教育に多少でも役立てることができれば、私自身が受けてきた恩に報い、ひいては福祉教育の一助を担うことに繋がることになる信じ、日々業務に邁進しています。

地域に望まれる社会福祉専門職の養成

家高 将明(関西福祉科学大学)

このたび、日本社会福祉教育学会に入会させていただいた関西福祉科学大学社会福祉学部の家高将明です。学会員の皆様に、自己紹介をさせていただく機会を与えていただき、感謝いたしております。

私の社会福祉士養成校教員としての経験は浅く、2014年の4月で3年目を迎えたところです。

それまでは介護福祉士養成校の社会福祉系教員として7年間教育研究活動に従事しておりました。

研究の領域としましては、高齢者福祉を専門としており、現在は高齢者の通所サービスをフィールドとして、利用者同士の交流や利用者と施設職員との交流がもつ意味やその効果を明らかにするための研究を行っております。

また同時に、専門職養成に携わる者として自分自身の教育力を高めつつ、養成教育の質向上に寄与していきたいという思いから、養成教育に関する研究活動も同時に進めております。

介護福祉士養成校の教員時代には、日本介護福祉教育学会に所属し、介護福祉士養成教育に関する研究を行ってきました。これまで行ってきた主な研究としましては、学生における学習動機に着目し、学習動機を促進する要因及び阻害する要因についての検証を行ってきました。

またこの他に、利用者との関係形成を図るための能力などを含む対人援助スキルに着目し、このスキル習得に関する養成校教育の効果や課題について検討してきました。

そしてこれまでの研究を通して、当たり前のことかもしれませんが、専門職養成教育を展開する上で、授業内外における学生と教員との交流や学生同士の交流が重要な意味をもつことがわかってきました。

これからスタートする社会福祉士養成教育に関する研究活動では、これまでの介護福祉士養成教育に関する研究活動で得られた知見を活用しつつ、諸先生方との学問的交流を通じて視野を広げながら進めていきたいと考えております。

まだまだ未熟ではございますが、どうか御指導のほどよろしくお願い致します。

学生に指導する上で大切にしていること

橋本有理子(関西福祉科学大学)

社会福祉士養成校教員として12年目を迎えるが、終始変わらず、学生に指導する上で大切にしていることとして、学生が前向きな気持ちを持てるように努めていることである。

実践の場における実習では、知識不足や経験不足、あるいは慣れない環境や生活リズムの中での緊張感や不安感などにより、気持ちが後退しやすくなる。さらに、専門職の方から指摘を受けることをたびたび経験すれば、学生の中には「自分はできない人間である」という思いをより一層強く持つこともある。

このように、実習では、前向きな気持ちをなかなか持ちにくい環境や状況に置かれることが多いことから、「学生の前向きな気持ちを引き出すにはどうすればいいか」と日々悩み、試行錯誤しながら、学生一人ひとりに向き合っている。そして、その答えの一つに最近ようやく出会えた。

それは、「学生が感謝の気持ちを持ちながら、成功体験を実感できる」ことである。例えば、相談援助面で、利用者の方への学生の言動について専門職の方が注意されたが、その後もう一度機会を提供していただき、専門職の方々からの助言を受けながら、最終的にその機会以前とは違う成果を学生自らが感じられたことである。このような一連の経験が、実習後指導においても、学生の表情に明らかな変化が認められ、失敗も含めた実習内容全体を前向きな気持ちで受けとめていることがひしひしと伝わってくる。むしろ、失敗という経験をあまり感じてこなかった学生よりも、実習の意義や価値を実感しているためか、より前向きな気持ちで実習後指導にのぞんでいるように見受けられる。このように、一見、前向きな気持ちを持ちにくい環境や状況に置かれても、周囲の方々の支えを実感し、「できなかった」ことが「できるようになった」という確かな手応えは、これからの長い人生の中で大きな財産となり、自らの強みとなり、前向きな気持ちを持つ際の後押しになるだろう。(☞ p.19へ続く)

私自身も、現在は「前向きな気持ち」を持ちながら、日々の教育や研究、学内外業務に日々向き合っているが、例えば、介護職や相談援助職として勤務していた頃は、知識・技術不足や経験不足もあり、うまくいかないと実感する経験が多く、「前向きな気持ち」を持つことが難しかったように記憶している。

その中でも、住みなれた故郷を離れ、息子家族に引き取られたが、その家族から心理的虐待を受けていた認知症の利用者の方、身内が周囲に全くいない一人ぐらしの利用者の方、関節の痛みと日々闘っている利用者の方など、ご自身の置かれている状況が大変であるにもかかわらず、私の気持ちが前向きになるような働きかけをしていただいたり、上司からは専門職としての姿勢や考え方を的確に指導していただいた。

このような多くの方々からの支えや助言による日々の実践経験から、大小問わない成功体験が増えたり、感じられるようになり、その大切な石を一つひとつ拾い集め、今日の社会福祉士養成校教員としての自らの礎になっているといっても過言ではない。

そして、このような経験は、折にふれて学生に提供するように心がけており、学生一人ひとりが「前向きな気持ち」を持つための手がかりになってくれればと願っている。

8. 『日本社会福祉教育学会誌』への投稿募集

会員の皆様からの学会誌への積極的な投稿を募集しています。

投稿原稿は随時受け付けますので、学会事務局（本紙1頁タイトル部分に表記）までご投稿願います。

投稿規程、執筆要領は、今号に同封の学会誌第9・10号合併号の巻末に掲載されていますのでご参照下さい。（2013年度第5回理事会で承認された改定項目がわかるように新旧併記となっています）

〈第10回大会のお知らせ〉

8月23日（土）～24日（日）に鹿児島県内で開催！ 詳しくは同封の大会案内をご覧ください。

ニューズレター投稿募集！ 皆様の社会福祉教育に関する声を募集しています。奮ってご投稿下さい。

テーマ：社会福祉教育に関することであればテーマは自由です。

例えば下記のようなテーマがお薦めです。

「社会福祉士のカリキュラムについて」「実習教育について」「福祉分野に行かない学生への対応について」「教科書の使い方について」「お薦めの教材について」「科目毎の教授法について」

締め切り：随時。ニューズレターへの掲載順はこちらにお任せ願います。

字数：800～1,600字程度

送り先：次回ニューズレター第22号担当理事 宮嶋 淳 宛 miyajaji@chubu-gu.ac.jp

編集後記

NL第21号をお届けします。原稿をお寄せいただいた皆様、ご協力ありがとうございました。

より質の高い介護人材を養成するために介護福祉士養成課程の卒業生にも、当初は平成24年度から国家試験が義務づけられながら、その施行前に3年間の延期が決まり、平成27年度実施分の国家試験から適用されることになったため、特にこの養成課程をもつ4年制大学では、平成24年度入学者から、「皆さんの学年からは、卒業時に国家試験の受験が必要になります」と説明し、それなりの覚悟をさせながら指導がなされてきたことと思います。ところがご承知の通り今年に入ってから、これをさらにもう1年延期するという方針が国から示され、教育現場にも大きな波紋を呼んでいます。国はさらに1年かけて資格取得の見直し内容に問題がないかなどを再検討するとして、いわば「見直しの見直し」をも示唆し、国家試験義務づけという大もとの方針自体の凍結という可能性さえ取り沙汰されています。介護人材の量的確保が急務とはいえ、こと国家試験に関わる大事がこうもコロコロと変更されているのは、資格制度そのものへの社会的な信用を損ないかねませんし、学生たちへの影響も懸念されます。「受けなくてもよいことになった。ラッキー！」と手放して喜ぶ学生たちばかりではないことを我々は知っていますのでー。（編集委員 横山）

□事務局より

○理事・監事の選挙がおこなわれます

今年は、理事・監事の改選のための選挙がおこなわれる年です。5月下旬に公示、6月に投票を予定しております。その頃に投票用紙などをお送りさせていただきますので、投票についてよろしくご願ひ申し上げます。

○会員情報の確認、更新をお願いします

先に会員情報の確認、更新のお願いの手紙が皆さまのお手元に届いているかと存じます。これは、理事・監事改選のための選挙の準備(上記ご参照)、および学会活動を活発にすることを目的としたものです。ご協力のほどよろしくご願ひ申し上げます。

○会費の納入をお願いします

2014年度の会費について、こちらも別途、振込用紙をお送りさせていただいているものと存じます。期限までのお振込みについて、よろしくご願ひ申し上げます。